

第6次守口市総合基本計画策定方針

((仮称) 第六次守口市総合基本計画策定方針 改訂版)

平成31年4月
(令和6年4月改訂)

守口市

目 次

Ⅱ 1. 計画の策定について	3
1. 本市の総合基本計画の経緯	3
2. 本市を取り巻く社会情勢の動向等	4
(1) 人口動向	4
(2) 財政状況	6
(3) 地方自治法改正等	7
3. 総合基本計画の必要性	7
Ⅱ 2. 総合基本計画の位置づけと策定根拠	8
Ⅱ 3. 策定の基本的な姿勢	8
1. 市民とともに夢をもてる計画	8
2. 次世代へも責任感のある計画	8
3. 時代の変化に対応できる計画	8
4. 市民に分かりやすい計画	8
Ⅱ 4. 計画の構成・期間	9
1. 基本構想	9
2. 基本計画	9
Ⅱ 5. 策定体制	10
1. 市民協働	10
2. 議会	10
3. 大学、専門家等との連携	10
4. 守口市総合基本計画審議会	10
5. 庁内体制	10

1. 計画の策定について

1. 本市の総合基本計画の経緯

本市は、高度経済成長を遂げつつあった昭和 45（1970）年に、まちづくりの基本方針を明らかにするために第一次総合基本計画を策定し、昭和 51（1976）年と昭和 61（1986）年に、二度改定を行いました。

さらに、急速に進む高齢化や国際化、情報化、また、ゆとりある生活志向などの時代の変化に対応し、健康で文化的な生活を築き上げることができるよう、平成 6（1994）年 10 月に、目標年次を平成 17（2005）年までとする「守口市 21 世紀計画（守口市総合基本計画）」を策定し、「文化香る定住のまち」をめざして、さまざまな施策を展開してきました。この間、合併協議の経緯、財政危機への対策などから、計画期間を平成 22（2010）年まで延長しました。

その後、「守口市 21 世紀計画」が目標年次を迎えるに当たり、「育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口」を将来都市像と定め、令和 2（2020）年度を目標年次とする「第五次守口市総合基本計画」を、平成 23（2011）年 3 月に策定しました。

（表 1）本市の総合基本計画の経緯

表題	策定	計画期間	将来都市像
守口市総合基本計画	昭和 45 年 (昭和 51 年改定)	15 年間	1 住むたのしみと市民のしあわせを守るまち 2 繁栄するまち、ゆきとどいたまとまりあるまち 3 青少年の夢を結び近隣愛につつまれたあたたかいまち
第 2 期守口市総合基本計画	昭和 61 年	10 年間	1 住むたのしみと市民のしあわせを守るまち 2 繁栄するまち、ゆきとどいたまとまりあるまち 3 青少年の夢を結び近隣愛につつまれたあたたかいまち
守口市 21 世紀計画 (守口市総合基本計画)	平成 6 年	12 年間 (さらに 5 年間延長)	文化香る定住のまち ・健康で心ふれあう生きがいのあるまち ・創造性をはぐくみ文化に親しむまち ・花と緑と水辺のある快適な定住基盤の整ったまち ・豊かな暮らしを支える安全なまち
第五次守口市総合基本計画	平成 23 年	10 年間	育つ・にぎわう・響きあう・人と心が集うまち 守口

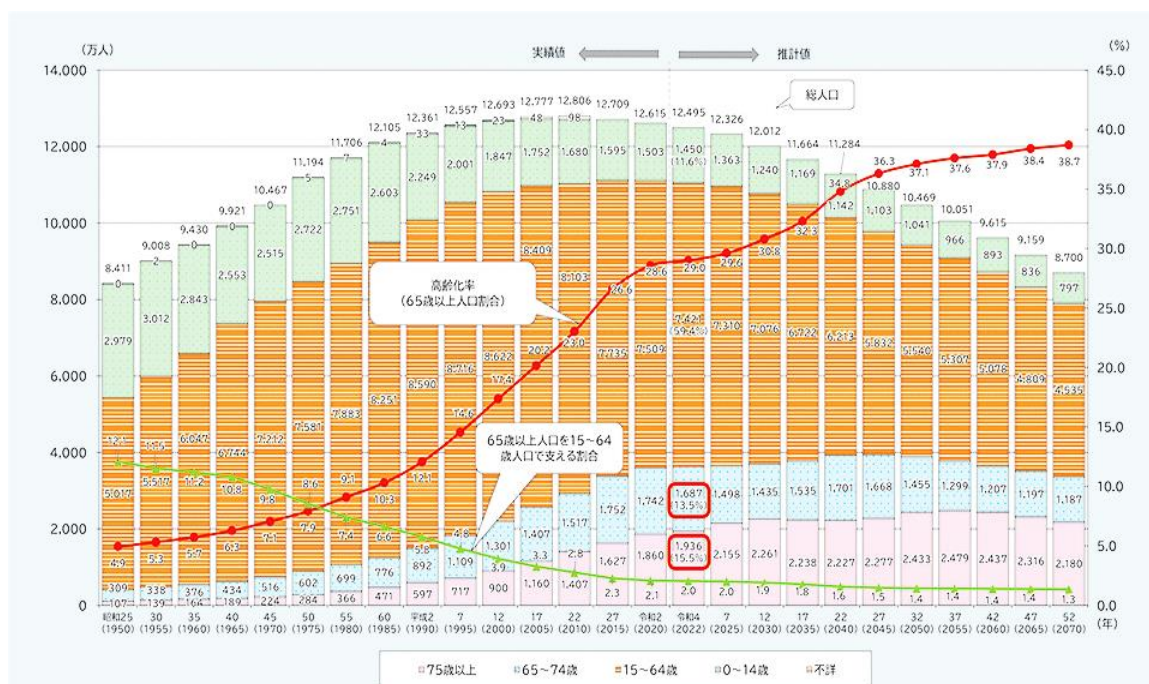
2. 本市を取り巻く社会情勢の動向等

(1) 人口動向

わが国の総人口は、平成 22（2010）年をピークに減少局面に入り、今後の総人口は、「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には約 1 億 2,326 万人、高齢者人口がピークを迎える令和 27（2045） 年には約 1 億 880 万人 となるものと推計されています。

また、総人口が減少する中で、わが国の高齢化率は上昇を続け、平成 27（2015）年では 26.6%、令和 2（2020）年では 28.6% となっており、令和 7（2025） 年には 29.6%、令和 27（2045） 年には 36.3% に達する見込みです。（図 1）

（図 1）日本の将来人口及び高齢化の推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2020年までは総務省「国勢調査」（2015年及び2020年是不詳補完値による。）、2022年は総務省「人口推計」（令和4年10月1日現在（確定値））、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

（注1）2015年及び2020年の年齢階級別人口は不詳補完値によるため、年齢不詳は存在しない。2022年の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査」（不詳補完値）の人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。2025年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2010年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。ただし、1950年及び1955年において割合を算出する際には、（注2）における沖縄県の一部の人口を不詳には含めないものとする。

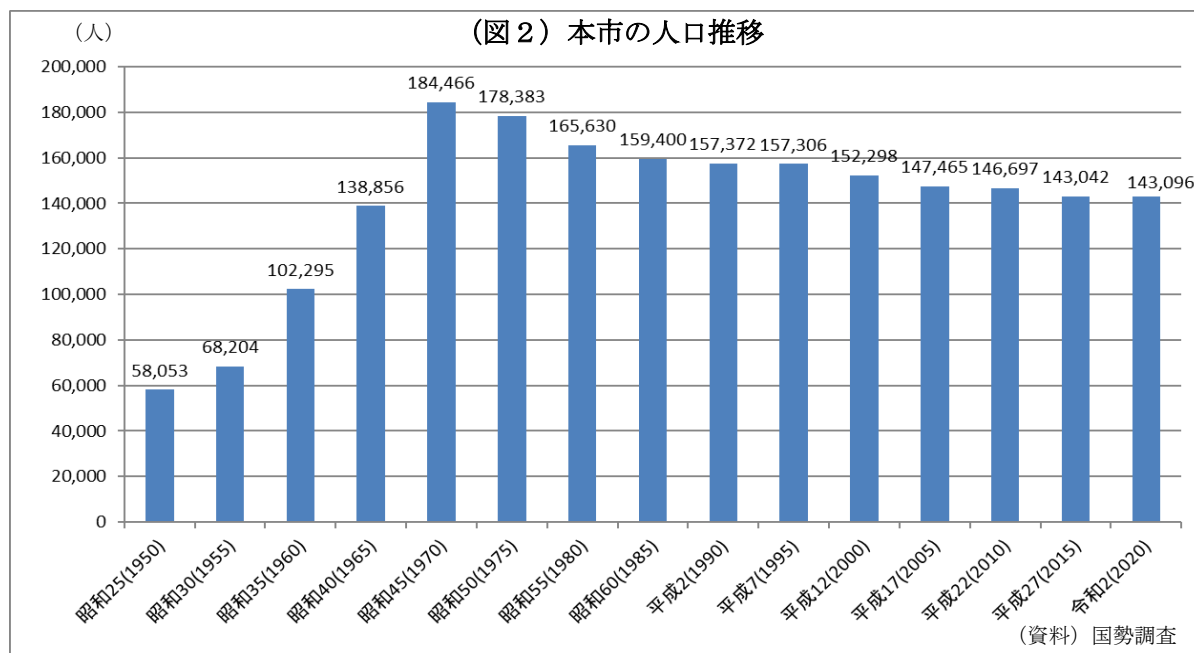
（注2）沖縄県の昭和25年70歳以上の外国人136人（男55人、女81人）及び昭和30年70歳以上23,328人（男8,090人、女15,238人）は65～74歳、75歳以上の人口から除き、不詳に含めている。

（注3）将来人口推計とは、基準時点までに得られた人口学的データに基づき、それまでの傾向、趨勢を将来に向けて投影するものである。基準時点以降の構造的な変化等により、推計以降に得られる実績や新たな将来推計との間には乖離が生じうるものであり、将来推計人口はこのような実績等を踏まえて定期的に見直すこととしている。

（注4）四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

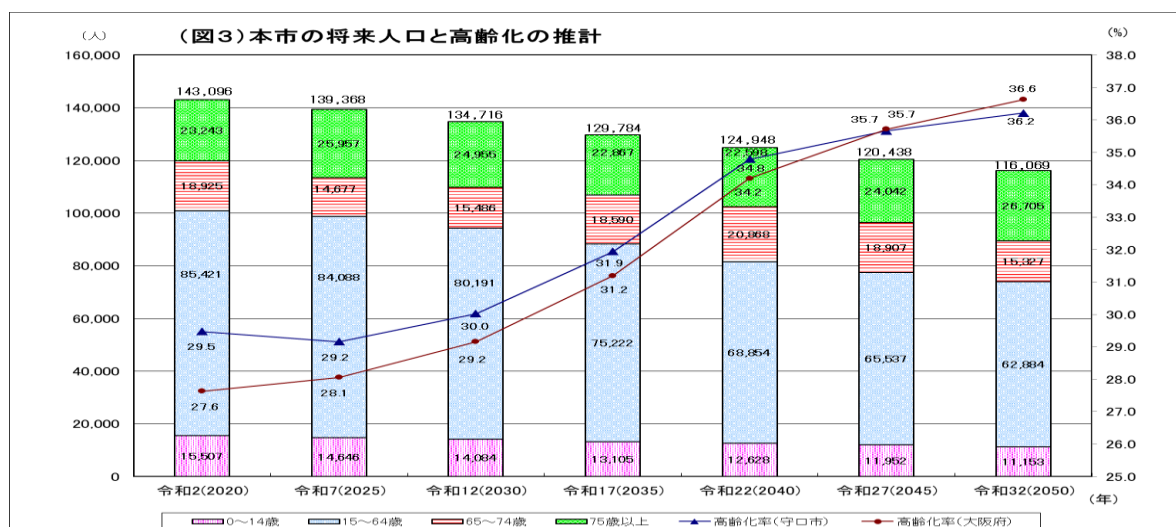
（資料）令和5年度版高齢社会白書

一方、本市の人口は、昭和 45（1970）年に 18 万人を超えたのをピークとして減少局面に入り、長期的な減少傾向の中、平成 27（2015）年には 143,042 人、令和 2（2020）年には 143,096 人となっております、ピークに比べて約 22% 減少しています。（図 2）



今後、本市の人口は令和 7（2025）年には 139,368 人、令和 27（2045）年には 120,438 人と減少することが見込まれます。

一方、高齢化率は、令和 7（2025）年には低下が見込まれるものの、その後は上昇傾向となり、令和 12（2030）年には 30.0%、令和 27（2045）年には 35.7%に達することが見込まれます。（図 3）



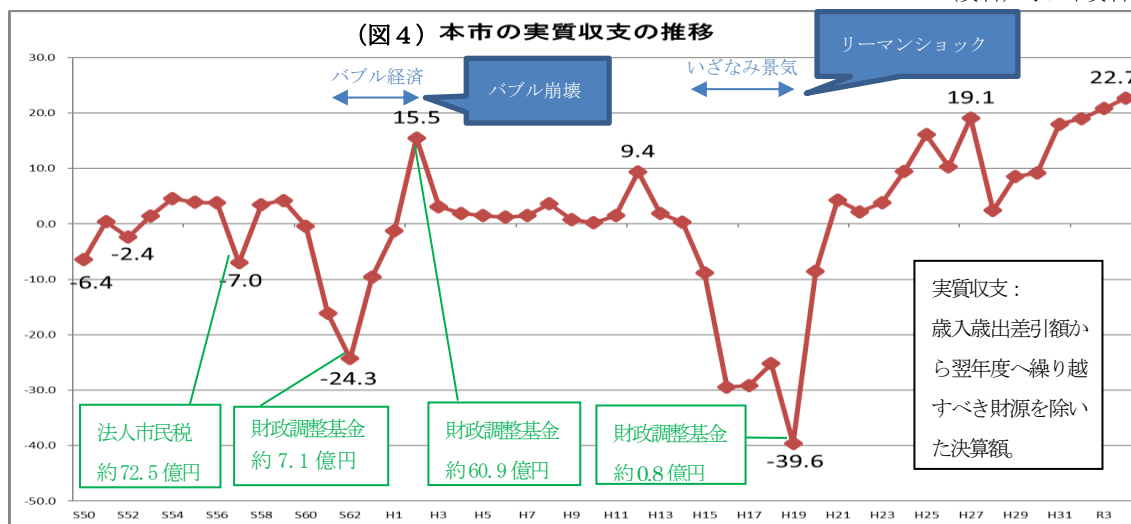
(2) 財政状況

本市は、早くから大手家電メーカーの企業城下町として発展を遂げるとともに、豊富な法人関係税収を背景として、昭和30年代からの人口急増に対応した、上下水道、学校等の公共施設及び都市基盤の整備や様々な市民サービスの充実を進めてきました。

それらによって、日常生活を支えるインフラの整備は、成熟した都市としての機能を備えるに至った一方で、少子高齢化とこれに伴う人口減少の進行や、バブル経済の崩壊以降の低成長による税収減など、近年のわが国の社会状況の変化は、本市の財政状況にも影響を及ぼし、平成15年度決算における実質収支が赤字に転じたのをはじめ、平成19年度決算では、「早期健全化団体」(※1)に陥る水準という危機的な状況を迎えました。(図4)

その後の様々な改革により、危機的な状況は脱しましたが、地方財政の先行きはなお予断を許さない状況にあり、「自治体」として自らの判断で市民のために行うべき市民サービス、事務事業の実現に向け、平成23年度以降、3次にわたり「もりぐち改革ビジョン」(案)を策定するとともに、令和6年2月にはこれらを引き継ぐ新たな計画として、「守口市行政経営プラン」を策定し、行財政改革を推し進めています。

(資料) 守口市資料



- H14年度：「第2次守口市行財政改革推進計画（第2次推進計画）」を策定。
H16年度：守口市と門真市の合併の是非を問う住民投票の結果により、合併を断念。「財政危機対策指針」を策定。
H17年度：「財政危機対策指針（改定版）[集中改革プラン]」を策定。
H19年度：決算において、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「早期健全化団体」の基準を超過。
H20年度：「(仮称) 守口市財政健全化計画（素案）」を策定。
議会より「早期健全化団体適用回避のための議会提言」。
決算において、「早期健全化団体」の適用を回避。
H23年度：「もりぐち改革ビジョン」(案)を策定。
H28年度：「(改訂版) もりぐち改革ビジョン」(案)を策定。
R2年度：「第3次もりぐち改革ビジョン」(案)を策定。
R5年度：「守口市行政経営プラン」を策定。

※1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成20年4月施行)に基づき、財政状況を示す数値が一定の基準値を超えると指定され、国による関与等が生じます。

(3) 地方自治法改正等

わが国では昭和 44 (1969) 年に地方自治法の一部改正により「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない」(同法第 2 条第 4 項)と規定され、それ以降、全国的に大多数の市区町村で総合計画の策定が行われてきました。

その後、国の「義務付け・枠付け」の見直しとして、平成 23 (2011) 年 5 月に地方自治法の一部が改正され、同法第 2 条第 4 項の「基本構想策定の義務づけ」が撤廃されました。これにより議会での議決を含め、基本構想の必要性についても市町村が独自に判断することとなりました。

3. 総合基本計画の必要性

全域が市街化され、可住地人口密度もその数値だけを見れば「過密」である、いわゆる「成熟都市」といえる本市において、とりわけ右肩上がりの成長を前提とした新たなまちのデザインを描くような計画を策定することは現実的ではありません。

しかしながら、早くから都市化し、また高齢化率も都市的地域としては高率にある本市が、今後もまちの成長やにぎわいを創造しつつ、市民に必要なサービスを安定的に提供していくためには、将来の守口のまちの姿を示し、それを市民と共有した上で、まちのリノベーションや社会資本等の的確な更新などを行うことが不可欠です。このため、経済の低成長、高齢化による税収鈍化の下での市民サービス充実のための中長期的な改革や、「受益と負担」の観点を含めた政策方向をしっかりと示していく必要があります。

したがって、今後のまちづくりについては、市民と共通認識の上で、どのような方向を目指していくのかを、行政だけではなく、市民や議会、企業・団体などといった「オール守口」で考え、協働してまちの未来を描き、共に歩んでいくことがこれまで以上に重要となります。

以上のことから、策定過程からの市民協働により、まちの将来の方向性を明確に示し、まちづくりの総合的な指針となる羅針盤として「オール守口」で共有する未来の青写真が必要であり、これを担う本市総合基本計画策定がこれからの守口市にとって必要不可欠と考えています。

¶ 2. 総合基本計画の位置づけと策定根拠

守口市総合基本計画条例においては、総合基本計画を、総合的かつ計画的に市政運営を行うための市の最上位計画として位置づけています。また、策定に当たっては、市民の代表として選ばれた議員によって構成される「議決機関」としての重要性を鑑み、基本構想については、議会の議決を経ることとしています。

¶ 3. 策定の基本的な姿勢

1. 市民とともに夢をもてる計画

今後のまちづくりを「オール守口」による協働で進め、将来像を共有していくためにも、市民や事業者のニーズ等に基づく課題を把握しながら、それらに市民も主体的、能動的に関わる計画とします。

2. 次世代へも責任感のある計画

経済低成長や高齢化など成熟化時代のまちづくり計画として、「自助、共助、公助」や「受益と負担」などの観点から、限られた税の公平公正な配分を意識した計画とします。

3. 時代の変化に対応できる計画

急速に変化する社会情勢の中、PDCA やローリング手法を取り入れ、地域課題や社会情勢の変化に柔軟に対応する計画とします。

4. 市民に分かりやすい計画

目指す将来像が共有でき、協働できるよう誰にとってもわかりやすい計画とします。

4. 計画の構成・期間

新総合基本計画においては、基本構想、基本計画による構成を基本とします。

なお、総合基本計画に示す施策の着実な進捗を図るため、施策に基づく個々の事務事業については、実施計画を策定し、予算編成を通じて毎年度その評価を行い、適切に見直した上、実施します。

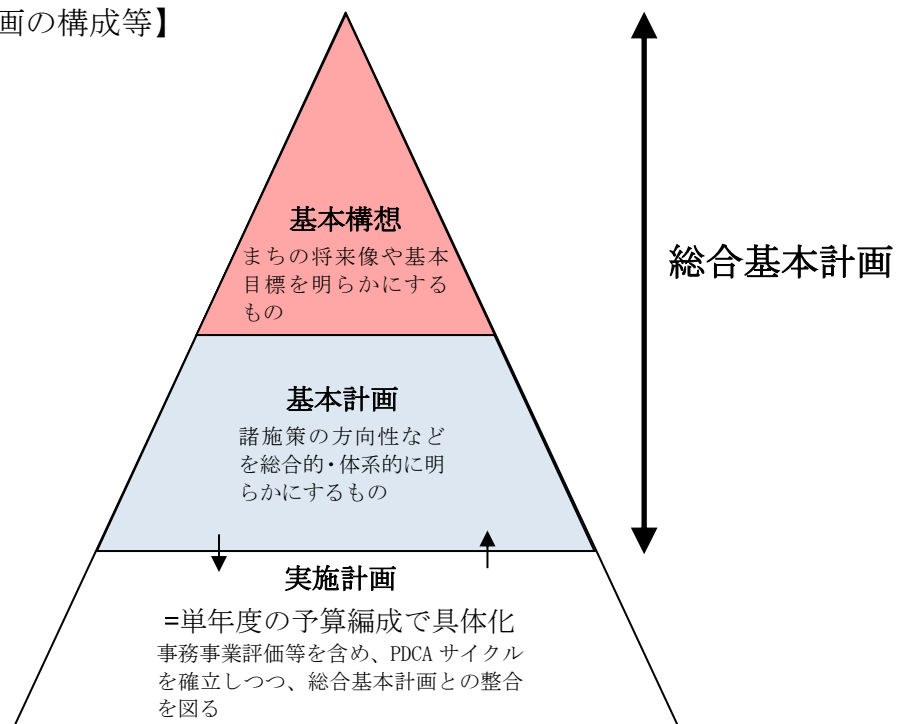
1. 基本構想

基本構想は、まちの将来像や、その実現に向けた基本目標などを定めるもので、その計画期間を10年間（令和3年度から令和12年度）とします。

2. 基本計画

基本計画は、まちの将来像を実現するための方向性や、その方向性に基づく施策などを定めるもので、これまでは計画期間を10年間としていましたが、その方向性や施策などの実現をより具体的なものとするために、計画期間を前期と後期に分け、前期基本計画は、令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5年間としました。後期基本計画は、令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度の5年間とします。

【総合基本計画の構成等】



Ⅱ 5. 策定体制

1. 市民協働

- ・市民アンケートの実施
- ・事業所アンケートの実施
- ・ワークショップ等の開催
- ・「守口市総合基本計画審議会」の委員としての参画
- ・パブリックコメントの実施 など

2. 議会

- ・基本構想の審議・議決
- ・「守口市総合基本計画審議会」の委員としての参画

3. 大学、専門家等との連携

- ・「守口市総合基本計画策定委員会」へ各分野の専門家からの助言及び提言
- ・「守口市総合基本計画審議会」委員への委嘱

4. 守口市総合基本計画審議会

- ・総合基本計画に関する事項について、調査及び審議を行うために、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく審議会を設置

5. 庁内体制

- ・守口市総合基本計画策定委員会

総合基本計画を策定するために、本市職員のうちから市長が任命する委員で構成する委員会を設置します。また、委員会には専門的事項を所掌させるために部会を置くとともに、様々な職員の意見も取り入れることができる組織体制等を構築します。